

平成 25 年

第 4 回市議会定例会 議案第 14 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号中「別表第 12」を「別表第 13」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条第 11 号中「別表第 11」を「別表第 12」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 10 号中「別表第 10」を「別表第 11」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 9 号中「別表第 9」を「別表第 10」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する事務 別表第 9

第 4 条第 1 項第 2 号中「別表第 12」を「別表第 13」に改める。

別表第 12 を別表第 13 とし、別表第 9 から別表第 11 までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 8 の次に次の 1 表を加える。

別表第 9（第 2 条関係）

区	分	単 位	金 額
高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この表において「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に	登録または登録の更新の申請に係る法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する戸数がア 10 戸以内のとき	1 件につき	23,000 円

基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録および同条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新	イ 11戸以上20戸以内のとき	1件につき	26,000円
	ウ 21戸以上30戸以内のとき	1件につき	30,000円
	エ 31戸以上40戸以内のとき	1件につき	34,000円
	オ 41戸以上50戸以内のとき	1件につき	37,000円
	カ 51戸以上70戸以内のとき	1件につき	45,000円
	キ 71戸以上100戸以内のとき	1件につき	56,000円
	ク 101戸以上のとき	1件につき	67,000円

備考 当該登録または登録の更新の申請に係るサービス付き高齢者向け住宅事業が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける手数料の額は、上表の規定による手数料の額に、それぞれ当該各号に定める額（次の各号のうち2以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該2以上の号に定める額の合計額）を加算した額とする。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の申請に係る各居住部分（法第7条第1項第1号に規定する居住部分をいう。以下この号において同じ。）の床面積が25平方メートル未満であるものを含む場合またはサービス付き高齢者向け住宅の申請に係る各居住部分に台所、収納設備もしくは浴室を備えていないものを含む場合 5,600円
- (2) 法第6条第1項第12号に規定する前払金を受領するものである場合 5,600円
- (3) 法第6条第1項第12号に規定する入居契約の形態が賃貸借契約以外の契約であるものを含む場合 3,700円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条および別表第9の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用する。

(提案理由)

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する事務について手数料を徴収することとするため